

## 会 議 録

会 議 の 名 称	白岡町自治基本条例町民推進会議（第11回）
開 催 日	平成24年9月25日（火）
開 催 時 間	午後7時00分 から 午後9時20分 まで
開 催 場 所	白岡町役場3階 庁議室
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	会 長 齋藤 信治    副会長 神田 芳晃    委 員 内山 欣春 委 員 大八木健夫    委 員 清水 律子    委 員 本田 尚子 委 員 宮崎 博    委 員 矢島 静江    委 員 山口 孝雄 委 員 渡部 勲    計 10 人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	委 員 柴山 利幸    委 員 柳 祐作    計 2 人
説明員の職・氏名	市民協働課 参 事 金子 勇二    課長補佐 河野 彰 主 査 千葉 智則    主 査 金子 敬相
事務局職員の職・氏名	市民協働課 参 事 金子 勇二    課長補佐 河野 彰 主 査 千葉 智則    主 査 金子 敬相
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会 議 次 第	別添のとおり
資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第11回白岡町自治基本条例町民推進会議プログラム</li> <li>・住民投票（条例）制度について 【資料番号1】</li> <li>・白岡町自治基本条例に基づく条例の策定スケジュール 【資料番号2】</li> <li>・住民投票条例検討スケジュール(案) 【資料番号3】</li> <li>・先進自治体における住民投票条例の規定内容一覧 【資料番号4】</li> <li>・(仮称) 白岡町町民参画条例骨子案（自治基本条例庁内検討チーム検討結果） 【資料番号5】</li> <li>・白岡市自治基本条例市民推進会議設置要綱 【資料番号6】</li> <li>・第10回会議会議録 【資料番号7】</li> </ul>

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
金子参事	1 開会 開会を宣する。
齋藤会長	2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。
齋藤会長	3 議題 (当会議設置要綱第6条第2項により、会長がその議長を努める。) (1) 住民投票(条例)制度の内容及び策定スケジュールについて 事務局に説明を求める。
千葉主査	資料1及び資料2に基づき説明を行った。
齋藤会長	事務局からの説明が終了した。質疑をお願いしたい。
A委員	参画条例のスケジュールの中に、周知期間とあるが、町民推進会議委員もの 周知活動を行うのか。
千葉主査	周知活動は町が行う。
齋藤会長	(2) 住民投票条例の検討内容(案)及び会議スケジュール(案)について 事務局に説明を求める。
千葉主査	資料3及び資料4に基づき説明を行った。
齋藤会長	事務局からの説明が終了した。質疑をお願いしたい。
B委員	投票を行うと費用が1千万円くらいかかるとの説明があったが、これは、通

千葉主査	<p>常の選挙と同様の投票を行った場合ということか。</p> <p>そうである。</p>
B委員	<p>町では、過去に郵送で住民の意思を確認したことがある。住民投票条例ではそのようなやり方は想定しないのか。</p>
C委員	<p>検討の中で、投票のやり方についても考えてもよいのではないか。</p>
D委員	<p>他市町村では、住民投票をやりやすくするために、直近の選挙と同時に実施することとしているところもある。</p>
B委員	<p>要件さえ満たせば住民投票を実施することができると考えていたが、1千万円以上かかるとなれば、大ごとである。</p>
E委員	<p>住民投票条例の検討は、スケジュールが厳しい中で色々な事項を決めて行かなければならないので、どのようにして会議としての意見をまとめるべきかについて決めておく必要があるのではないか。</p>
F委員	<p>住民投票条例の検討はスケジュールが厳しいので、第12回から第14回会議の前に、作業部会を開催してそれぞれの議題を検討したらどうか。そうすれば全体の検討が円滑にいくのではないか。</p>
B委員	<p>作業部会で検討を行うにしても、その材料となる選択肢、たたき台があった方がよいのではないか。それを作業部会で作ったらどうか。</p>
D委員	<p>自治基本条例の検討過程でも住民投票条例について検討を行っている。事務局にその経過や検討内容に関する資料を出してもらい、それを皆さんに確認してもらってもよいのではないか。</p>

B委員	作業部会などを開催し、全体会で検討するためのたたき台を作成しておく必要がある。
G委員	たたき台には、それぞれの選択肢のメリット、デメリットを説明するような内容も加えてほしい。
H委員	<p>全体の方向性を皆で話し合っ、どのような条例であるべきかの合意形成ができた後に作業部会を行うのであればいいが、最初に作業部会を開催するのはどうかと思う。</p> <p>多くの人が住民投票に参画できるようにするのか、他市町のように決まりきったものでよいのかということを考えておく必要がある。</p>
F委員	作業部会は資料作りをするところで、何かを決めるところではないので、全体会の前に開催してもよいのではないかな。
C委員	作業部会で議論して、選択肢となる案を作成してもらったらどうか。
H委員	資料を作成する前に、全体で方向性を検討する必要があると思う。
F委員	第12回で住民投票条例の方針・考え方を議論して、第13回及び第14回の議題を第13回でまとめて議論することとし、その内容を第13回会議の前の作業部会で検討することとしたらどうか。
I委員	全体会の回数を増やしたらどうか。
G委員	第14回で予定されている、「投票結果の尊重」と「住民投票の成立要件」は内容的に簡単に決まりそうなので、第12回で方針の検討を行い、第12回及び第13回の議題のいくつかを第14回に割り振ってはどうか。
B委員	先ほどの御意見でもあったが、全体会議の回数が足りないと思われる。

千葉主査	今までの議論では、作業部会において全体会の検討資料づくりを行うとのことであったが、もしよろしければ、会議の回数を減らすためにも事務局で資料づくりをさせてもらえないか。
齋藤会長	色々なパターンの事例を盛込んで作成していただければ差し支えないのではないか。
F委員	事務局に資料を作成してもらっただけでは、全体的な方向性の議論ができない。
J委員	この条例は、投票資格さえ固まれば他の事項についてもある程度議論の幅が狭くなっていくのではないか。そうすれば、議論もぶれないのではないか。
齋藤会長	第12回は、住民投票条例を検討する方向性を話し合うこととする。そして、そこで話し合われた内容にそって、資料作成や全体会、作業部会の開催について決めていくこととする。 第12回及び第13回の議題を1回ずつ繰り下げて、第14回及び第15回の内容を一緒にする。そして、それで足りなければ作業部会で頑張るか、全体会の回数を増やすということかどうか。
E委員	作業部会の開催はどうするか。
齋藤会長	第12回の話し合いの結果で作業部会をどうするか決めたいと思う。
千葉主査	第12回の議題と資料はどうするか。
D委員	作る会の素案と項目毎に他市長の事例を表などにまとめたものを事務局に用意してもらって、それを基に話し合いを行うということかどうか。
E委員	住民投票条例の検討の中で議論が割れた場合には、どのように全体の意見を定めることとするのか。

D委員	無理して決めることはせず、次の会議に持ち越すこととしてもよいのではないか。
J委員	町民推進会議の運営に関する確認事項の中に、「決定は全員の合意を原則としますが、やむを得ない場合は両論併記とします。」とある。
D委員	提言書なのだから、両論併記としてよいのではないか。また、場合によっては、どちらの意見が何人いたとか、どのような意見があったということも記載すればよいのではないか。
	(全員賛成)
齋藤会長	住民投票条例の検討において議論が割れた場合は、提言書には両論併記としその議論の内容等についても記載することとする。
齋藤会長	(3) 住民投票条例に関する検討の公開について 事務局に説明を求める。
金子主査	当会議では、設立当初に会議の公開・非公開の検討を行い、原則公開となったが、住民投票条例の検討を行う際には改めて検討を行うこととなっていたことを説明し、住民投票条例の会議期間中における会議の公開・非公開の検討について提案を行った。
	(委員間で意見交換を行い、公開することとなった。)
齋藤会長	基本的に公開するということとする。ただし、委員から非公開としたい旨の申し出があった場合は、その都度判断を行うこととする。
齋藤会長	4 その他 事務連絡について、事務局に説明を求める。

千葉主査	自治基本条例庁内推進チーム会議の検討結果、市制施行に伴う町民推進会議規約の改正について及び前回会議結果の確認について説明を行った。
齋藤会長	事務局からの説明が終了した。質疑をお願いしたい。  (質疑なし)
金子参事	5 閉会 閉会を宣する。